

神戸市公民館条例施行規則の一部改正（案）に関する市民意見の概要及び本市の考え方

1. 意見募集期間

令和7年11月26日（水）～令和7年12月25日（木）

2. 提出意見数

19通（66件）

3. 意見の概要と本市の考え方

※ご意見は趣旨を踏まえて一部要約していますのでご了承ください。

（1）神戸市公民館条例施行規則の一部改正について（全般）

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1	本件改正に至った政策決定過程を伺いたい。	現在でも、事前に貸館の利用申込みがあれば休館日であっても開館しており、実態としてはほぼ毎休館日に開館しています。 こうした運用実態を踏まえ、利用者にとって分かりやすく、より利用しやすい施設とするため、休館日等の見直しを行う改正を行うこととしました。
2	公民館内部の評価制度をきちんと機能させていただきたい。本件改正について公民館評議員からはどのような意見があったのか。	評議員からは、 ・日祝日が開館日になれば、平日仕事をしている若い人たちには使いやすくなると思う ・今後はスマートロック等の活用も検討してはどうか 等との意見をいただいています。 今後も社会教育委員会議に適宜報告し、意見を聴取するなど、評価制度を機能させていきます
3	本件パブリックコメントを、神戸市社会教育委員会議にもパブリックコメント案、寄せられた市民意見の全文、神戸市の考え方を資料提供し、社会教育	本件意見募集及び本件改正については、令和8年3月26日の社会教育委員会議にて報告済みです。

	委員の有識者の先生方にも討議してほしい。	
4	本件パブリックコメントの結果を、公民館の年間事業報告書である「こうべの公民館」に掲載してほしい。	本件意見募集の結果につきましては、本ホームページでの公開とさせていただきます。また、「こうべの公民館」については作成予定はありません。事業内容については各館のホームページをご覧ください。
5	本件パブリックコメントの結果はホームページに長く残してほしい。パブコメ結果をわざわざ消さないでほしい。	ホームページにおける意見募集の結果の公示掲載期間については、全市統一のルールにて、当該案件の結果の公示が行われる日の、3年後の日が属する年度末までとしています。
6	このような大きな運用変更にあたっては広く事前・事後に意見を聞く（広聴）べきだと思うが、事前に利用者や市民・市民団体へのアンケートは行ったのか。「市長への手紙」や「わたしから神戸市への提案」への市民提案、市民団体から意見の提言などはあったか。また、今後の利用者への意見聴取の予定はあるか。少なくとも各館で把握している公民館登録グループ・利用者への周知ぐらいは可能だし必要だと考えるが、実施したか。あるいは今後実施するのか。	改正案に関する意見募集については、施設窓口において資料を配架し、各館の利用者への周知を図るとともに、各区役所・支所および市役所にも資料を配架するなど、幅広い周知に努めました。今回の改正については、引き続き適切な周知を図られるよう、施設窓口での掲示やホームページへの掲載に加え、登録グループの代表者会等を通じた周知も行っていきます。
7	神戸市立公民館は、その40年以上にわたる公民館の配置・維持並びに管理と活動が展開されてきた結果、時代の変遷とともに大きな刷新が必要であると思う。本件改正は久元喜造神戸市長の進める「リノベーション・神戸」の取り組みの一環か。	本件改正は、休館日や開館時間の整理、附属設備の取扱いの見直し、申請様式の簡素化など、市民の学び・交流の場である公民館の利便性の向上などを目的としたものですが、地域拠点の使いやすさを高める取組としては方向を同じくするものと考えています。

(2) 休館日及び開館時間の変更について

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方
8	土日、祝祭日の開館に賛成。	改正案通り、休館日及び開館時間の変更を行い、より利便性が高く、市民が集いやすい施設を目指してまいります。
9	これまでは現役の働いている世代にとって使いにくい状況だったが、これから多くの世代が公民館を活用できるようになったので、これからの公民館の活用方法をしっかり考えていく必要がある。	
10	日曜・祝祭日に文化・スポーツ活動を充実してほしい。卓球、バレーボール、バドミントン等をしたい。	
11	公民館が日曜・祝祭日に開館する事になり、とても嬉しい。私は、ゲームが好きなので、週末に地域みんなで集まれるゲーム大会があると参加したい。テレビゲームだけではなく、ボードゲームやカードゲームも興味があるので、そういった新しい分野に興味を広がるような取り組みがあると地域活性化や文化交流が起こり、よりよい社会になると願っている。	
12	公民館の日曜・祝祭日の開館に賛成。より多くの人が行事等に参加できると思う。	
13	公民館を土日祝日に開館することによって市民がいろんな講座に参加できるので公民館改正案に賛成。	
14	日曜・祝日も公民館が開館されるということを知って、とてもうれしく思う。公民館は市民の誰にでもわけへだてなく開かれていて、低価格で利用出来る本当にありがたい施設。地域住民のみならず、外国人の方々との交流の場となって、新しい街に生まれ変わるのではないか。	

15	公民館の日曜・休日の開館は、公民館の幅広い活用にとって賛成。地域の人たちの交流や街づくりにとっても有効な対策だと思うので、ぜひ実現してほしい。	
16	日曜・祝日も開館する本件改正を高く評価する。市民が自ら学び成長する社会教育の中心拠点として、勤労者や児童生徒を含む、あらたな多くの利用者の期待がかかっており、今後も公民館事業に注目していく。	
17	休館日について改正案では「年末、年始」と「公民館の管理運営上必要があると認める日」となっているが、これは通年でほぼ毎日開館するということか。	ご認識のとおりです。
18	開館時間の増加に合わせて社会教育予算を増やす必要があると考える。予算確保の見通しを伺いたい。	必要な予算は確保しています。
19	労働条件の変更について、労働者の同意を取るのが望ましい。労働組合との交渉状況を伺いたい。	開館日に変更されてもこれまで同様外部人材の活用により対応するため、職員の要勤務日に変更はありません。
20	人員確保に高齢者雇用等を考慮すれば、地域の雇用の場にもなる。	兵庫県シルバー人材センター協会の派遣人材を活用するなど高齢者雇用に取り組みながら、引き続き施設運営してまいります。
21	本件改正により、現場職員の負担が増加し、講座運営に影響が生じないか心配。人員の新たな手当ては行うのか。	
22	「第6次神戸市基本計画(素案)」では、神戸市の政策目標として幸福度の追求が新たに盛り込まれた。個人的にはこれを高く評価する。本件改正による開館時間の変更が、幸福度の向上にどの程度寄与するのか。また、教育委員会と文化スポーツ局は、第6次神戸市基本計画における幸福度指標で公民館をはじめとする社会教育をどのように位置づけるのか伺いたい。	<p>第6次神戸市基本計画の趣旨を踏まえ、その下位計画である実施計画においては、「地域活動の活性度」や、「課題の解決に向けて自ら考え主体的に取り組む児童生徒の割合」、「運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合」の向上をKPIとして設定しています。</p> <p>これらの指標の達成に向け、いきいきと活躍できる場の創出、文化芸術・スポーツの振興、子どもの外遊びの推進な</p>

		<p>ど、社会教育に関する施策に取り組んでいくこととしています。</p> <p>このたびの公民館の開館時間の延長についても、市民にとってより利便性が高く、集いやすい環境を整えることで、地域活動や学びの機会の充実につながり、結果として市基本計画に掲げる幸福度向上の KGI の達成に寄与していきたいと考えています。</p>
23	<p>本件改正により、児童生徒が日曜日・祝日に公民館を訪れる機会が増えると見込まれる。今後、公民館・児童館・区役所・支所が子供の居場所、支援の窓口、ときには虐待からの緊急避難所（シェルター）としても機能する必要もあるのではないかと。職員の人権意識向上や利用者への周知も必要。緊急時対応を学べるよう着任時研修が必要と考える。</p>	<p>利用者からの相談や緊急性の高い事案が生じた場合には、区役所・支所、福祉部局、警察などの関係機関と連携して適切に対応できるよう努めます。</p> <p>また、公民館職員については、全市で実施している人権シートによる研修等により、人権意識向上に努めています。</p> <p>今年度は、住之江、長田、玉津南公民館にて人権セミナーを開催し、利用者への啓発にも取り組みました。</p>
24	<p>日曜・祝日の利用の需要はどの程度あるとみているか。</p>	<p>日曜・祝日の利用については、現在も事前に利用申込みがあれば開館しており、実際に利用されていることから、一定のニーズがあるものと受け止めています。</p>
25	<p>本件改正で、自宅からより遠方の公民館利用が進む可能性があるが、公民館の広域的な市民利用の備えを伺いたい。</p>	<p>これまでも地域に限らず広くご利用いただいております。引き続き様々な方にご利用いただけるよう事業運営してまいります。</p>
26	<p>本件改正により、来館者が増加する可能性が考えられるが、玉津南公民館付近はコインパーキングがない。付近の玉津市営東住宅 8 号棟・9 号棟の駐車場が空きがあるようだが、コインパーキングを設置できないか。市内 7 か所</p>	<p>玉津南公民館については、令和 6 年度に駐車場等整備工事を実施し、駐車場を 4 台から 12 台に大幅に拡張したところです。</p>

	の公民館で、選挙や落語、コンサートなど来館者が多く集まる際は駐車場が不足したり公民館周辺で路上駐車が発生したとの声はなかったか。	
27	常時開館に伴い光熱水費の増加が見込まれるが、環境負荷の低減をどう考えているか。グリーンエネルギーや自然エネルギーの公民館での率先利用が必要なのではないか。	神戸市地球温暖化防止実行計画に基づき、低炭素化の推進等のため照明のLED化を順次行っています。
28	公民館では各種団体・ボランティアの協力で、夏休みの子供たちの宿題を見る取り組みや、在住外国人の外国語学習を支援する活動を行っているとのことだが、これらは重要な取り組みで引き続き継続してほしい。開館時間の延長に伴い、地域住民によるボランティアの力をどのように活用していくのか。例えば、子どもの居場所づくりや学習支援の充実において、ボランティアへのコーディネート体制を強化する計画があるのか。	子ども向け学習支援や外国人を対象とした日本語学習支援については、引き続き学生ボランティアや地域ボランティアの協力を得ながら実施していきます。 また、各区役所の社会福祉協議会や社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターとも連携し、取り組んでいきます。
29	本件改正で日曜祝日の利用者が増え、来場者が公民館の掲示物や置きチラシを見る機会が増加すると見込まれる。団体が公民館を貸館利用しているか否かにかかわらず、地域の非営利団体の活動を紹介する場所として公民館を利用できないか。例えばチラシの配架、ポスター張り出し、登録団体の連絡箱投函による周知機会の提供など。現在でも頼めばやってくれるのか。	館内の掲示板やチラシ配架については、公的機関の事業周知や、市主催・共催・後援事業を優先して運用しています。 公益性の高い催しや活動等については、内容等を確認のうえ個別に判断しますので事前に各館へご相談ください。利用団体への周知については各館にご相談ください。

(3) 附属設備の削除について

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方
30	プロジェクターを当日使う予定が取り合いで使えなかったということにはな	事前に施設にご相談ください。

	らないか心配。場合によっては予約で きる運用が必要ではないか。	
--	------------------------------------	--

(4) 減免額の見直しについて

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方
31	本件改正で減免基準を変更すること とだが、実質的な値上げにならないか 心配。現状の利用者が負担増にならな いようにしてほしい。非営利の学習活 動を持続させるためには減免措置を適 用し、使用料を無償とすることは極め て重要だと考える。可能であれば値下 げしてほしい。	減免基準に基づき、適正に運用してまいり ます。

(5) その他公民館運営に関する意見

No.	意見の概要	意見に対する本市の考え方
32	社会教育法第5章公民館第20条の目 的にそって、これまでの公民館活動を 総括し、地域住民・市民に身近で役立 つ公民館にすること。	公民館は社会教育法第20条を目的に設 置された施設です。改正案通り、休館日 及び開館時間の変更を行う等、より利便 性が高く、市民が集いやすい施設を目指 してまいります。
33	自治的教育機関である公民館は、市役 所の計画や指示を待つて動くのではな く、状況変化の速さに応じて柔軟に地 域発展を主導していけるだけの主体的 力量をもった住民自治支援組織として の基盤を確立することが必要であ る。公民館は高い情報収集能力、分析 力、企画力が必要となるので、あらた めて公民館の現在の能力、機能、活動 力が時代の求めている課題に対応でき るかどうかを検証してほしい。	公民館事業については、学校教育及び社 会教育関係者、家庭教育関係者、学識経 験者等の委員で構成されている社会教育 委員会にて事業報告を行い、意見を聴 取しているほか、各館においては、公民 館の運営に関し、利用者、学校関係者、 地域関係者など様々な立場の方にご意見 をいただいているところです。 今後もいただいたご意見を参考にしなが ら事業運営してまいります。
34	地域住民の公民館に対する要望調査を 行い、それに基づいて公民館事業の計 画・実施を行うこと。	

35	<p>公民館の運営については、社会教育の専門家、学者など入れた「神戸市公民館運営審議会」を設置し、公民館の今後のあり方を答申し、提案に基づいて基本方針を決め、社会教育主事など専門職を配置し、教育文化・スポーツ活動を充実すること。</p>	
36	<p>本件改正により、さまざまな新たな課題が登場する可能性がある。現行の公民館評議員に変えて、有識者、学識経験者、関係団体、利用者、市民を交えた「公民館運営審議会」（社会教育法第29条）を各館に設置する必要があると考える。</p>	
37	<p>公民館は、地域の防災の拠点として整備し、地域住民・市民の安心・安全を保障すること。</p>	<p>避難所に指定されている公民館については、必要な設備であるトイレや空調の改修等を順次実施しているほか、区役所地域協働課と連携し、物資の備蓄を行うなどの備えを行っています。</p>
38	<p>利用者の多様性が増す中、バリアフリーの観点は当然として、公民館は防災避難所の拠点でもあり、エレベーターの設置を検討する必要があると考える。</p>	<p>令和7年度には玉津南公民館において、エレベーターを設置するための設計業務を実施したところです。来年度以降、エレベーター設置に向けて取り組んでいきます。</p>
39	<p>公民館の大きな役割には、安全・安心、快適な街づくりという課題がある。教育委員会の社会教育施設という枠を越え、公営住宅の管理関係団体をはじめ、地域団体、地域住民など、横断的な情報共有組織が必要である。公民館は社会教育・生涯学習を進める拠点としてだけでなく、住宅・街づくりの拠点施設としても機能させるべきであると考えている。</p>	<p>公民館は社会教育施設として、現代的課題に対応した学習機会を提供し、多世代・多文化の方々に広く利用いただける場づくりを進めています。安心・安全で快適な地域づくりに向け、多様な主体が連携しながら地域課題の解決に取り組むことは重要であると認識しています。</p>
40	<p>市民活動一般について、公民館としてどのような援助、助言、指導を行っている</p>	<p>地域協働局が窓口となっている地域貢献相談窓口や各区地域協働課等とも連携し</p>

	<p>るか。地域協働課と公民館の連携を強化すべき。</p> <p>公民館として、地域で活動されている担い手との関係作りに取り組み、地域課題の把握に努める必要があるのではないか。合わせて、市民と利用者をつなぐ公民館職員のコーディネーター能力向上が必要なのではないか。そのためには、公民館職員の社会教育主事の任用が不可欠だと考える。</p>	<p>ながら、地域活動の担い手のニーズの把握に努め、施設の利活用を図ってまいります。</p>
41	<p>社会教育の中心施設たる公民館における中核人材である社会教育主事、社会教育指導主事、社会教育士の各館における配置状況と業務分掌を教えてほしい。市役所内、神戸市教育委員会、兵庫県からの出向職員、民間の社会教育主事講習受講者、社会教育士資格保有者も含めて神戸市域内に何人いるのか、情報を保有しているのか明らかにすること。情報を把握していないのであれば、市役所内、教育委員会内の人材棚卸、資格保有者の任意の登録制度・紹介制度など把握する取り組みが必要と考える。神戸市では社会教育主事及び指導主事の任用は行っていないとのことだが、いつから社会教育主事の任用を取りやめたのか。現在もそうか。これは社会教育施設が神戸市教育委員会から市長部局へ所管が変更した影響か。個人的には社会教育主事の任用が必要と考える。これについて神戸市の考えおよび社会教育委員会議の有識者の先生方の議論について伺いたい。</p>	<p>神戸市域内の社会教育人材の人数等については把握しておりません。</p> <p>公民館へは市長部局への移管後も指導主事が配置されています。また、一部の公民館には、社会教育主事講習を受講し、社会教育主事になりうる資格を有した者や社会教育士資格を有する者が配置されており、その専門性を活かし、各館の事業運営について助言・支援を行っています。</p>
42	<p>公民館で外国人の方向けの講座や、地域住民に理解を広げるような講座や啓発活動を活発にしてほしい。公民館が</p>	<p>多文化共生は公民館で取り組んでいる地域課題の一つであり、日本語教室の開催や日本語講師ボランティアの養成などを行</p>

	外国人の方と住民が心を通わせるための中心的役割を担い、神戸が真の国際交流都市と呼べるようになってほしい。	っています。 また、今年度には長田公民館や清風公民館にて、外国人の方との交流事業も開催しました。今後も地域のニーズに合わせ、取り組んでまいります。
43	外国人が増えているので、困りごとの支援や交流がしたい。	
44	外国人居住者の増加に伴い、外国人との交流・共存の課題が表面化している。「公民館の日曜・祝祭日の開館」は、これらの現状や課題を克服し、発展して行くために大きく役立つと考える。	
45	外国人のそれぞれ国の生活習慣などよく知りたい。まちづくりや行事などで交流できる機会をもってほしい。生活ルール(ゴミ出し等)を守るための教育指導をしてほしい。	
46	他の自治体の公民館事業のように、神戸市でも公民館が主導して外国人居住者と日本人が相互理解を深めるための交流事業を積極的に進めるべき。	
47	図書館を親子で楽しめるように改善してほしい。子どもたちに人気の本をそろえてほしい。子どもたちに本の読み聞かせをしてほしい。	蔵書の充実については各館にて検討していきます。公民館で活動するグループには、絵本の読み聞かせ活動を行うグループもあります。活動日、活動場所などについては各館へお問い合わせください。
48	公民館に図書室の分室を設置してほしい。また、図書館の返却ポストを設置してほしい。 玉津南公民館には予約図書貸出コーナーがあるのでできるはず。 出来ないのなら、明石駅に返却ポストを設置してほしい。明石駅は神戸市外ですが、非常に多くの神戸市民が利用しているので合理的。	予約図書受取コーナー（市内17カ所）や図書館外返却ポスト（市内6カ所）等の図書館サービスポイントについては、市内各地から設置の要望を多くいただいています。設置場所については、限られた予算の中で全市的なバランスを考慮しながら、既存施設が利用しづらく、且つ一定の利用が見込まれる地域などを優先して選定し、サービス網の充実をはかっていく考えです。玉津南以外の公民館や明石駅については、現在のところ設置予

		定はありません。
49	SNS について学習講座や使い方を教えてほしい。	各館では春季・秋季の定期講座等にて、各種講座を開催しています。募集情報については、チラシやホームページにてご確認ください。
50	健康講座をしてほしい。(糖尿病、認知症、食事、高齢者でも参加できるような運動等)	また、いただいたご意見は今後講座を企画する際の参考にさせていただきます。
51	神戸市西区で、有期フッ素化合物 PFAS により、明石川が汚染されている実態が明らかになった。このような新たな環境問題について、公民館として、職員・市民を対象として学習講座を開催する必要があると考える。	
52	市内で振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が頻発している。公民館として、消費者問題を講義研修する必要があると考える。	
53	体育室があるので、サークル活動だけでなくスポーツの教室を開催するなどの公民館事業を実施してほしい。また文化事業についても公民館の主催講座を充実し、地域住民の健康増進や教養を高め、余暇活動の利用に一層寄与してほしい。	
54	現在、地元の上池自治会から、住居表示の要望が神戸市へ提出されている。住所の名称変更など、今後の住民生活に大きく影響するため、住居表示の制度や実例を学習したい。土曜日の夜か日曜日に玉津南公民館で住民学習会をしてほしい。	今回の要望は自治会主導のもので、市が独自に説明会を開催する予定はありません。 今後、自治会で住民説明会を開催される場合には、市職員の参加の必要性について検討いたします。
55	各種の選挙で一般地域に比べて地域の投票率が大変低いので、その原因を明らかにし、政治・選挙に関心を高めるような主権者教育、投票に当たっては、高齢化が進んでいるので「移動投票所」も考えてほしい。	政治・選挙に対する関心を高めるため、区民政治選挙講座のほか、選挙出前授業や親子で体験できる啓発イベントの開催等に取り組んでおり、これらの取組を公民館で開催することも検討していきます。

56	<p>公民館周辺地域は投票率が低い。開館時間に空いた時間で、公民館として有権者教育を実施し、投票率を向上する施策が必要と感じている。また、公民館周辺地域の有権者教育の必要性を公民館職員に意識づける必要があると感じている。</p> <p>公民館を期日前の移動投票所として活用すべきではないか</p>	<p>また、複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所は、特に過疎地域において多く実施されているものと承知しており、本市としても、他市の実施例を参考にしながら、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えています。</p>
57	<p>太極拳のサークルを運営している。現行の登録制を廃止して、誰でも自由に使えるようにしてほしい。会議、集会にも使えるようにしてほしい。</p>	<p>公民館登録グループは、グループ活動を通じた人づくり、仲間づくり、社会還元等の公民館事業の振興を図ることを目的としており、適切に運営されるよう取り組んでいきます。</p>
58	<p>今の公民館の文化、スポーツ活動の登録制を見直し、いつでもだれでも自由に参加できるようにしてほしい。登録制によって参加者が固定化し、グループ責任者の権限が強くなって参加できない場合もある。グループ任せにしないで、公民館が直接運営責任をとるよう、参加費は原則無料にしてほしい。</p>	
59	<p>スポーツ活動の登録制を廃止し、いつでも誰でも自由に参加できるようにしてほしい。</p>	
60	<p>公民館のさらなる知名度向上が必要であると考え。文化センターなどでは会議室の予約が取りにくい事例が発生していると聞かすが、類似施設に対して公民館について周知はしているか。</p>	<p>公民館では、文化センター等と同じく、市の施設案内・予約申込システム「あじさいネット」を導入しており、他施設の利用者も公民館の会議室等の空き情報をご確認いただけます。</p>
61	<p>市民の間では、まだまだ公民館の知名度が低い。広報こうべで、神戸市立公民館のそもそもの意義と機能、各公民館の詳細や、他の集会所、公会堂との違いや、本件改正をしっかりと大特集してほしい。</p>	<p>また、公民館の講座等の事業については、文化センター等の他施設でもチラシを配架し、また広報紙に掲載する等、周知に取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き事業の広報に取り組んでまいります。</p>
62	<p>市の自治会は暴力団事務所の使用禁止</p>	<p>施設の使用については、公益上の目的に</p>

	<p>で暴力団排除に重要な役割を發揮した。これは、地元の自治会が警察署・兵庫県暴力追放センターと協力して公民館という公共空間の「場の力」を使い住民の行動変容を起し、暴力団事務所の排除を成功させた取り組みだと受け止めている。これは、住民自らが学び、自らの意識を変えてゆき、市民的公共を回復し学習と成長を実現する、社会教育のひとつの好事例の側面があると捉えている。この暴力団排除の取り組みで公民館の果たした役割を伺いたい。</p>	<p>使用するものと認め、利用調整を行ったほか、地域の課題解決の取り組みとして、地域団体や区役所等と連携しながら対応にあたりました。</p>
63	<p>2013年ごろに開催された「神戸市公民館あり方検討会」とその報告書について、以前はインターネットで閲覧できていたかと思うが、現在は閲覧できない。このような重要な報告書は、神戸市として過去の有識者会議の報告書等はホームページで記録を蓄積し、閲覧できるようにしてほしい。</p>	<p>市ホームページでは現在の取組を中心に情報発信を行っていることから、「公民館あり方検討会」の報告書については、作成から相当の期間が経過していることも踏まえ、掲載していません。</p>
64	<p>公民館の予約はあじさいネットに一本化するのか。ネットの操作が困難な利用者が排除されるのではないか。いわゆるデジタルデバイドが発生する恐れがある。</p>	<p>令和5年度より市の施設案内・予約申込システム「あじさいネット」を導入しましたが、窓口でも引き続き利用申込いただけます。</p>
65	<p>東垂水公民館では、例年同じ時期に使う団体が同じような時期に貸館利用できるように配慮がきちんとされていると感じている。よいことなので続けてほしい。</p>	<p>公民館では、公益上の目的がある場合などには、施設の利用調整を行うことがあります。今後も公民館の趣旨目的に沿った運営に努めていきます。</p>
66	<p>将来的には指定管理者導入で民間委託を検討しているか。民間委託は問題が多いので懸念している。民間委託する場合は、現状の減免基準を維持してほしい。市長部局（文化スポーツ局）では</p>	<p>公民館は、教育委員会の経営資源を学校教育に集中させるとともに、市長部局における文化振興施策との一体的推進により都市の魅力向上を図るため、図書館や博物館等の他の社会教育関連施設と同じ</p>

	なく教育委員会所管に戻すべき。	く、教育委員会事務局より市長部局（文化スポーツ局）へ移管されました。 今後も移管の効果を生かしながら、公民館運営の充実に努めていきます。
--	-----------------	---